

議案第二十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定について

次のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する条例を制定することについて、地方自治法

(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求め

る。

昭和四十七年三月十一日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四十七年参月拾八日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



廃棄物の処理及び清掃に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）^{（以下）}に基づき、廃棄物を適正に処理するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、「廃棄物」とは法第二条第一項「一般廃棄物」とは法第二条第二項「産業廃棄物」とは法第二条第三項の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

(廃棄物の処理の範囲)

第三条 町長が収集運搬及び処分する廃棄物の範囲は次のとおりとする。

- 一 一般廃棄物（事業活動に伴い生じた一般廃棄物を除く。）
- 二 事業活動に伴う一般廃棄物

一回につき 六十キログラム以内

(廃棄物の処理計画)

第四条 町長は、法第六条第一項に定める廃棄物の処理について、一定の計画を定める。

2 前項の計画を定めるときは公表する。

(事業者の廃棄物の処理)

第五条 事業者は、法第六条第五項の規定により事業活動に伴い生じた多量の一般廃棄物を自ら処分しがたい場合には、共同による処理に努めるとともに、町長の定める計画に従い指定の場所に運搬及び処理しなければならない。

(住民の協力義務)

第六条 土地又は建物の占有者(占有者が不在場合には管理者とする。以下「占有者」という。)は、法第六条第一項に規定する区域(以下「処理区域」という。)内の廃棄物のうち焼却、埋没等の方法により容易に処分ができる一般廃棄物は自ら処分するよう努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、可燃物と不燃物の容器に収納し、粗大ごみは町長の指定した場所に集める等、町の行なり一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

2 自ら処分するに当つては法施行令(昭和四十六年政令第三百号以下「令」という。)

第三条の基準に従つて適正に処分しなければならない。

(一般廃棄物の処理の届出)

第七条 占有者は、処理区域内における一般廃棄物の収集を受けようとするときは、町長に申出なければならない。

(一般廃棄物処理業)

第八条 法第七条第一項の規定により一般廃棄物処理を業として行なおうとする者は、一般廃棄物処理業許可申請書を町長に提出して許可を受けなければならない。

(し尿浄化そり清掃業)

第九条 法第九条第一項の規定によりし尿浄化そりの清掃を業として行なおうとする者は、し尿浄化そり清掃業許可申請書を町長に提出して許可を受けなければならない。

(廃棄物処理手数料)

第十条 法第六条第六項の規定により廃棄物の収集運搬及び処分に関し、占有者から徴収する手数料は次のとおりとする。

キ し尿収集料金 十八リットルにつき 三十三円以内

キ 一般廃棄物のうち可燃性廃棄物

一	普通世帯	一箇月当り	百円以内
二	事務所		三百円以内
三	寮		二千円以内
四	商工業者		四千円以内
五	旅館業者		一万一千円以内
六	病院		六千円以内
七	アパート		五十円以内

(一世帯当り)

2. 前七号の規定にかかわらず、町長が指定した容器(以下「指定容器」という。)で収集する地域にあつては、一容器当り十円以内とする。

(処理手数料の徴収方法) **徴収**

第十一条 手数料は次のとおりとする。

- 一 し尿収集料金については、占有者が当該業を許可され収集した者に支払う。
- 二 一般廃棄物のうち可燃性廃棄物の収集手数料については、町長が発行する納付書に

より徴収する。

ただし、指定容器で収集する地域にあつては、当該容器の料金とあわせて徴収する。

(手数料の減免)

第十二条 町長は、天災その他特別の事由があると認めるときは、前条の手数料は減免することができる。

(委任)

第十三条 この条例の施行に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、昭和四十七年七月一日から施行する。

(三朝町清掃条例の廃止)

三朝町清掃条例(昭和四十四年三朝町条例第四十九号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

この条例施行の際、旧条例の規定により現に決定されている手数料については、なお従前の例による。

許可申請書（污水浄化槽清掃業）

年 月 日

三 朝 町 長 殿

住 所

氏 名

生年月日

下記のとおり営業をしたいので、廃棄物の処理及び
清掃に関する法律第 8 条第 1 項の規定により申請しま
す。

記

- 1 事務所所在地
- 2 営業する区域
- 3 技術者の履歴書 別紙
- 4 引き抜き汚泥の処分地および処分方法
- 5 省令第 4 条による維持管理実施の有無
(実施しない場合は提携する技術者名および業務提携の概要)
- 6 直接作業に従事する職員
運転手 人 一般作業員 人
- 7 清掃に使用する設備器材の明細表 別紙
- 8 清掃料金および営業規程 別紙

許可申請書（一般廃棄物処理業）

年 月 日

三 朝 町 長 殿

住 所

氏 名

生年月日

下記のとおり営業をしたいので、廃棄物の処理及び
清掃に関する法律第7条第1項の規定により申請しま
す。

記

- 1 事務所所在地
- 2 営業する区域
- 3 営業の種類 し尿（ごみ）の収集運搬処分
- 4 営業の期間
- 5 収集運搬に使用する車輛
 バキュームカ（ごみ収集車） 丁 横 台
- 6 直接作業に従事する職員
 運転手 人 一般作業員 人
- 7 廃棄物の処分地および処分方法

許可証 (し尿浄化槽清掃業)

住 所

氏 名

生年月日

昭和 . 年 月 日付で申請のあつた し尿浄
化槽清掃業について廃棄物の処理及び清掃に関する法
律第 7 条第 1 項の規定により許可する。

昭和 年 月 日

三 朝 町 長

許可証 (一般廃棄物処理業)

住 所

氏 名

生年月日

昭和 年 月 日付で申請のあつた一般廃棄物
処理業について廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7
条第1項の規定により次の条件を付して許可する。

三 朝 町 長

昭和 年 月 日

- 1 営業の種類 し尿(ごみ)の収集、運搬、処分
- 2 条 件
 - (1) 期 間
 - (2) 区 域
 - (3) 車輛の種別台数
 - (4) 廃棄物の処分地及び処分方法
 - (5) その他